

**幼保連携型認定こども園**  
**社会福祉法人福寿会 ないろこどもえん 重要事項説明書**

**1. 事業者**

事業者の名称	社会福祉法人 福寿会
代表者の氏名	理事長 竹腰公見
法人の所在地	愛知県あま市新居屋辻畑 22 番地
法人電話番号	052-449-6888

**2. 事業の目的**

事業の目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という)に基づき、小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適度な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対して子育ての支援を行うことを目的とします。
運営方針	1. 「社会福祉法人福寿会」の理念に基づき、就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。 (1)遊びを通して総合的に学ぶ環境の中で、子どもたち一人ひとりが乳幼児期にふさわしい生活を送り、人格形成の基礎を培います。 (2)同年齢や異年齢の子ども等、多様な人との関わりを通じて、他者と関わる楽しさやお互いを尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培います。 2. 子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。 (1)かけがえのない子どもの姿をありのまま受け止め、子ども一人ひとりの発達に即した関わり大切さを保護者と共に考えながら、子育ての喜びが実感できる支援を行います。

### 3. (1) 幼保連携型認定こども園の概要

名称	なないろこどもえん
所在地	愛知県名古屋市中川区千音寺5丁目1232番地
電話番号	TEL: 052-485-7716 FAX: 052-485-7718
法人設立年月日	平成24年11月20日
事業認可年月日	令和4年4月1日
園長氏名	灘波 絵里奈
職員数	園長1名、副園長1名、主幹保育教諭1名、 保育教諭20名程度、ただし、保育教諭等の人数については、 在籍園児数により変動することがあります。

### (2) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	7:15 ~ 19:15	内8時間勤務
副園長	7:15 ~ 19:15	内8時間勤務
主任	7:15 ~ 19:15	内8時間勤務
保育教諭	早番 7:15 ~ 16:15 日勤 9:00 ~ 18:00 遅番 10:15 ~ 19:15	ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
その他職員	7:15 ~ 19:15	内 希望時間勤務

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

### (3) 利用定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号こども				1	1	1	3
2号こども				15人	16人	16人	47人
3号こども	14人	14人	15人				43人
計	14人	14人	15人	16人	17人	17人	93人

※利用定員は、年度によって変更になる可能性があります。

#### (4) その他

扱う保育事業の種類	延長保育
子育て支援事業	子育てによる孤独感や不安感を軽減するために保護者や育児相談者に対して育児相談事業を行います。
職員への研修実施状況	保育の質を高めるために正規・非常勤職員に対して実施。
自己評価の概要	職員による教育内容などの事後評価を各学期末に行います。また、年間評価を年1回実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
人権擁護、虐待防止のための体制	人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整備するとともに、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を取っています。
申込が定員を上回る場合の選考方法	2・3号こども：保育の必要性の高い順 1号こども：抽選
嘱託医	小児科医：森美智子、歯科医：太田由佳、薬剤師：浅井千裕

#### 4. 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

	2・3号子ども
教育・保育の提供を行う日	月曜日～土曜日 ※土曜日を希望される方は、利用日20日前までに勤務・その他予定表（社印ありの証明書等）を提出して下さい。
教育・保育を行う時間	〈主活動〉 8：00～16：00（短時間認定） 7：15～18：15（標準時間認定） 〈延長保育〉 7：15～8：00（短時間認定） 16：00～19：15（短時間認定） 18：15～19：15（標準時間認定）
教育・保育の提供を行わない日	日曜日、国民の祝日等 12月29日～1月3日 天候や感染症の流行により休園する場合があります。

2・3号子どもについて、保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

**(1)保育標準時間認定を受けた園児の場合**

7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし保育」がありますので、ご協力をお願い致します。上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時15分～19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します。（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります。）※土曜日を希望される方は、利用日20日前までに勤務・その他予定表（社印ありの証明書等）を提出して下さい。

**(2)保育短時間認定を受けた園児の場合**

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なくスムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし保育」がありますので、ご協力をお願い致します。上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、16時～19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します。

（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります。）※土曜日を希望される方は、利用日20日前までに勤務・その他予定表（社印ありの証明書等）を提出して下さい。

	1号子ども	
教育・保育 提供を行う日	月曜日～金曜日	
教育・保育時間	<b>【保育時間】</b> 8:00～16:00 <b>【教育時間】</b> 9:00～13:00	<b>【延長保育時間】</b> 16:00～17:30 17:30～19:15
教育・保育 提供を行わない日	土・日曜日 ・ 国民の祝日等 ・ 12月29日～1月3日 園が指定する休日（夏・冬・春休みなど） 天候や感染症の流行により休園する場合があります。	

1号子どもについて、保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

8時～16時が保育時間となります。

- 開所時間7時15分～8時まではご利用できません。ご理解ください
- 入園当初、お子さんが無理なくスムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし保育」がありますので、ご協力をお願い致します。
- 延長保育にあたっては、別途延長保育料が必要になります)

延長保育時間【16時～17時30分:500円/回 17時30分～19時15分:500円/回】

8:00



## 5. 施設の概要

敷地面積	1389.70 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 841.18 m <sup>2</sup>
施設の内容	・保育室（2-5歳児室） ・乳児室・ランチルーム ・多目的広場 ・調理室 ・屋外運動場 ・沐浴室 ・調乳室 ・一時保育室
設備の内容	全館冷暖房、乳児室床暖房

## 6. 保護者負担について(1)

		1号こども	2号こども	3号こども
	保育料	なし	なし	名古屋市が所得に応じた利用者負担を決定
◎特定負担額 (教育・保育の質の向上のため)	施設維持費 (入園時)	40,000円	40,000円	40,000円
	教育充実費	3,500円/月 (コドモン代金含む)	3,500円/月 (コドモン代金含む)	3,500円/月 (2歳児) 1,000円/月 (0,1歳児) (コドモン代金含む)
	保健衛生費	500円/月 (満3歳のみ)	なし	500円/月
	副食費	4,500円/月 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い保育料の一部として徴収していた副食費を実費徴収 ※年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さんは、副食費が減免		なし
	主食費	3,000円/月	3,000円/月	なし
	行事費	行事の際に別途負担が掛かります。		
その他	【3-5歳児クラス】 ●制服一式● 約30,000円 (1セット) ●体操服一式● 約16,000円 (1セット) ●スモック● 約4,000円 ●新学用品● 約18,000円 (学年により異なる)		【0-2歳児クラス】 ●0,1歳児● 約2,000円 ●2歳児● 約5,000円 ※1号子ども 【満3歳は2歳児クラス同様】	
	返還	なないろこどもえんに対し、納付した上記の保護者負担料はいかなる理由があっても返還をいたしません。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではありません。		
	退園	上記の保護者負担料を3ヶ月以上延滞した場合は、名古屋市と協議の上、退園扱いとします。		

## (2) 延長保育料

標準時間延長保育にかかる利用者負担

種別	費用	延長時間	区分
延長 保育	事業の 運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0円
			当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100円
			当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200円

短時間延長保育にかかる利用者負担

短時間 延長	事業の 運営費	1 時間 2 時間 3 時間	生活保護世帯及び当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0円
			当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども 日額 100円
			当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども 日額 200円

※閉園時間 19:15 を過ぎて保育をすることはできません。（天災その他不可抗力などを除く）時間の判定は園の時間（コドモン）で行います。

### 3) 延長保育料 1号子ども

利用状況	延長保育料 16:00~17:30	延長保育料 17:30~19:15
都度利用 (1日毎)	500円	500円

## 7. 給食について

実施方法	自園調理（昼食、おやつ） ※派遣会社より派遣された栄養士・調理師が園調理室を使用して調理を行います。
給食の方針	本園の給食は、園内調理室で手作りする安全・安心の完全給食です。主食は米飯を主にしています。おかずには、季節感が感じられる旬の食材を使用します。外国の食文化にも触れるため外国メニューも提供します。毎月、月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギーへの対応	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書の提供が必要です。個別に相談の上、診断書または給食委員会の決定に基づき本園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します。 ※アナフィラキシー疾患者に対する給食提供は行いませんので、お弁当を持参してください。

## 8. 健康診断について

### (1)内科検診

乳児	毎年2回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性のある場合は個別に連絡致します。
幼児	毎年2回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性のある場合は個別に連絡致します。

### (2)身体計測

乳児	毎月1回、身体測定を行います。診断結果につきましては、コドモンにて記載し通知します。
幼児	年3回、身体測定を行います。診断結果につきましては、コドモンとおたより帳に記載し通知します。

### (3)その他

- 歯科検診につきましては、全園児年1回実施します。
- 入園前に必ず健康診断を済ませ、入園時に書面を提出して下さい。

## 9. 年間予定表

月	行事内容
4月	入園式、始業式
5月	遠足
6月	歯科検診、健康診断、個人懇談
7月	プール開き、七夕参観、キャンプ（年長のみ）
8月	夏祭り
9月	運動会
10月	遠足
11月	健康診断、お遊戯会
12月	クリスマス会、もちつき大会
1月	観劇会、なわとび大会、プール参観
2月	保育参観、お別れ遠足
3月	ひな祭り、卒園式

## 10. 防犯、事故防止のための措置

防犯訓練を実施します。事故防止マニュアルによる措置をとっています。

## 11. 緊急時の対応等

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方が予め指定した連絡先へ速やかに連絡します。緊急連絡先は、入園の際に提出する「家庭環境調査票」で届け出ます。また状況によっては、園医に相談をすることや対応を行うこともあります。園の判断で病院に連れていくこともあります。

## 12. 非常災害時の対応

非常事態の対応	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応します。
防火管理者	灘波 絵里奈
防災設備	自動火災警報機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有 その他 防火カーテン、建具等の防火処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施します。
非常災害用備蓄	蓄積水・備蓄食 少量 有

### 13. 非常災害対策

暴風警報	<p>○暴風警報が午前6時現在発令されており継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため自宅待機をお願いします。</p> <p>○園児の登園前に暴風警報が発令されていて、通常の保育時間に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上、保育を行います。なお、警報解除時の保育の再開については、こどもえん内の安全確認に要する時間を考慮して、2時間後を目安にコドモンでお知らせします。</p> <p>○午前11時を過ぎてから警報が解除されるか、または、引き続き解除されない場合は、登園を見合わせてください。(11時以降の解除は休園)</p> <p>○保育時間中に警報が出された場合、こどもえんでは降園準備に入ります。コドモンを使用し降園時間をお知らせします。速やかにお迎えをお願いします</p>
大雨洪水警報	保育期間中、保育時間外の発令を問わず、原則として保育を実施します。ただし、河川の近隣や、土砂災害危険地域に位置するなど、地域的に危険があると予測される場合は、暴風警報発令時と同様でお願いします。
地震警戒宣言	午前6時までに解除されない場合は、休園となります。登園後に警戒宣言が発令された場合、保護者の方が迎えに来るまで、こどもえんでお預かりします。こどもえん内で、建物等に重大な被害が被った場合、避難することも考えられます。避難が必要な場合は、こどもえんの入口に避難する場所を明記します。
警戒レベル3 高齢者等避難発令時	保育時間中に発令された場合は、休園とし保護者にお迎えを依頼します。避難場所へ園児とともに避難します。
警戒レベル4 避難指示発令時	保育時間外に発令された場合、解除されるまでは休園とします。
特別警報発令時	
南海トラフ地震に関連する情報	情報の内容により休園になる場合があります。
指定避難場所	千音寺小学校

※大雪警報・大雨洪水警報発令時の保育実施については、状況により園の判断とします。

### 14. 保育内容に関する相談・苦情

利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口相談者            副園長</li> <li>・苦情解決責任者      理事長</li> <li>・第三者委員            磯野正和</li> <li>・利用時間                9:00～17:00</li> <li>・電話番号                052-485-7716</li> </ul>
--------	--

## 15. 園児に対する保険

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付
保険の内容	国、学校（含認定こども園）の設置者、保護者の第三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。 受診時は保護者の医療保険証を使い立て替え払いしてください。

## 16. 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

## 17. 利用にあたってのその他の留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません。（ただし、抗けいれん剤については、診断書、園医の判断を仰ぎ対応します。）</li><li>・他の利用者に対する宗教活動や営利活動等他に迷惑となる行為はやめて下さい。</li><li>・お迎えが閉園時間を過ぎる等、園からの再三の指導に従わない場合や、重大な支障を招く際には保育利用を停止（退園勧告）することがあります。</li></ul>
-----------	---

## 18. 肖像権使用の同意について

なないろこどもえんにおいて、園に関わる肖像等を撮影した動画及び画像について、下記に定める内容で使用させていただきます。

1. 動画及び画像を使用した作品（園または園が指名した者）が、放送・広告・印刷・商品・各種メディア（コドモン、ホームページ等）、園に関わる特定の媒体に使用期間・使用地域を問わず無償で使用させていただきます。
2. 動画及び画像のデータ、それを出力した印刷物等の提供は出来ません。

## 19. 園児の写真・動画などの SNS 無断転載について

園児の写真・動画など無断転載することを禁止とさせていただきます。又園の行事などで取った写真・動画についても同じとさせていただきます。  
トラブルなどを避けるため皆様のご協力を宜しくお願いします。

## なないろこどもえん 利用契約書

社会福祉法人福寿会 なないろこどもえん（以下「甲」という。）と教育・保育給付認定保護者（以下「乙」という。）は、乙が甲を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して発行されている子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育給付認定証の内容を確認した上で、教育・保育を乙に提供することとする。
- 2 乙は、甲が説明した、園の運営規定及びその他の重要事項の内容について同意し、これらに定められた乙の義務（園の利用料の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。
- 4 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合にはその内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

キ  
リ  
ト  
リ

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が自署又は記名押印の上各自1通を保有する。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(甲)

住所 〒490-1105 愛知県あま市新居屋辻畑 22 番地

名称 社会福祉法人 福寿会

なないろこどもえん

氏名 理事長 竹腰公見



(乙)

教育・保育給付認定子ども氏名 \_\_\_\_\_

教育・保育給付認定保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住所 \_\_\_\_\_

園児からみた続柄 \_\_\_\_\_ (自署又は記名押印)